

令和7年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第1号

令和7年9月12日（金）

応招議員（12名）

1番 鈴木 安則 君	2番 赤間 繁幸 君
3番 鎌田 晓史 君	4番 鈴木 利博 君
5番 赤間 則幸 君	6番 佐々木 和夫 君
7番 鈴木 恵子 君	8番 金須 新一 君
9番 田中 三恵子 君	10番 热海 文義 君
11番 高橋 重信 君	12番 石垣 正博 君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川 良彦 君	総務課長	熊谷 有司 君
財政課長	菅野 直人 君	まちづくり政策課長	高橋 優君
復興推進課長	武藤 亨介 君	復興推進課技監	櫛濱 学君
税務課長	片倉 剛 君	町民課長	千葉 昭君
保健福祉課長	小野 純一 君	農林振興課長	本間 文二君
商工観光課長	武田 力也 君	地域整備課長	遠藤 歩未君
上下水道課長	赤間 良悦 君	会計管理者	伊藤 義継君
学校教育課長	角田 倫明 君	社会教育課長	齋藤 正智君

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 千葉真弓 主事 高橋映瑠

議事日程第1号

令和7年9月12日（金曜日） 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長の諸般の報告

日程第 4	委員会報告
日程第 5	町長の行政報告
日程第 6	議案第 4 0 号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 4 1 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 4 2 号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 4 3 号 令和 7 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 10	議案第 4 4 号 令和 7 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 4 5 号 令和 7 年度大郷町介護保険と別委員会補正予算（第 2 号）
日程第 12	議案第 4 6 号 令和 7 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 13	議案第 4 7 号 令和 7 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 14	議案第 4 8 号 令和 7 年度大郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議長の諸般の報告
日程第 4	委員会報告
日程第 5	町長の行政報告
日程第 6	議案第 4 0 号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 4 1 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 4 2 号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 4 3 号 令和 7 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 10	議案第 4 4 号 令和 7 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第11 議案第45号 令和7年度大郷町介護保険と別委員会補正予算
(第2号)
- 日程第12 議案第46号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正
予算(第1号)
- 日程第13 議案第47号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算(第2
号)
- 日程第14 議案第48号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算(第
1号)

午 前 10時00分 開 会

議長(石垣正博君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、全員12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回大郷町議会定
例会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月の臨時議会において、議長という大役を受けることになりました。

そして長きにわたり御尽力を賜りました石川元議長様には、大変御苦
労さまでございました。後を受け継ぐものとして、責任の重さを感じて
おるところでございます。

石川町長におかれましては、このたびの町長選挙での名誉ある御当選
誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げたいと思います。

地域の人々の期待を胸に、今後ますます御活躍されますことを御祈念
申し上げます。

議員各位には、公私ともに御多用のところ、御出席を賜り、厚く御礼
を申し上げます。

本定例会は、各種議案の審議とともに、令和6年度の決算を審議する
重要な会議であります。議員各位におかれましては、議会の使命を十分
理解なされ、町民の代表機関としての機能を発揮するために、綿密周到
な審議により、十二分に検討を加え、民意を正確に政策に反映させ、バ
ランスの取れた適正にして、妥当な議決に達せられるよう祈念するもの
であります。

暦の上では、仲秋の候を迎えましたが、まだ暑さが大変厳しい状況下
にありますので、皆様にはひとしお御自愛賜り、本会議の審議に御精励
くださいますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、3番鎌田暁史議員及び4番鈴木利博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石垣正博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から、9月30日までの19日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの19日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

議長（石垣正博君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。
私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告に代えさせていただきます。

日程第4 委員会報告

議長（石垣正博君） 日程第4、委員会報告を行います。
各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 鎌田暁史議員。
総務産業常任委員長（鎌田暁史君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上でございます。
議長（石垣正博君） 次に、教育民生常任委員長 田中三恵子議員。
教育民生常任委員長（田中三恵子君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上、報告を終わります。
議長（石垣正博君） 以上をもって委員会報告を終わります。

日程第5 町長の行政報告

議長（石垣正博君） 次に、日程第5、町長の行政報告をいただきます。町長。
町長（石川良彦君） 皆さんおはようございます。

このたびの大郷町長選挙におきまして多くの町民の皆様の御支持により当選をさせていただきました。大郷町長に就任をいたしました。

これから4年間、夢と希望のあるまちづくりの実現のため、町民並びに議員の皆様とともに、新しい大郷をつくってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力のほど賜りますようよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

具体的には6つの柱を持ってまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

初めに、第一に、生活しやすいまちづくりを目指してまいります。

スーパー・マーケットの誘致を進めてまいりますが、その際にその企業さんに利益が、あるいは売上げ向上につながるということも考えまして、誘致の条件として、本町において具体的には、移動販売車2台を導入したいと考えております。買物に来られない方々に対する移動販売での買物支援と同時に、スーパーにとっての売上げ向上につなげて誘致の利点を強調してまいりたいと思います。

同時に移動販売車におきましては、現在行っている高齢者見守り支援等についても同時に行っていただく考え方を持っております。

具体的には、シルバー人材センターに委託を検討しているところでもございます。

また、住民バスやスクールバスの運行の見直し、見直しということは、デマンド方式のワゴン車を導入。さらには休日運行の導入、要望がかなりありますので、そういうことで利用者、町民の皆さんのが利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

第2に、子育てしやすいまちづくりの実現でございます。

出産一時金の増額、あるいは既存施設を活用した室内遊び場の設置により、子育て世代を支援してまいりたいと考えます。

さらに、奨学資金返済免除制度を創設し、若者が安心して教育を受け、本町で活躍できる基盤を整備するとともに、定住、移住定住促進につなげてまいりたいと思います。

第3に、助け合いのまちづくりを進めます。

在宅介護手当支給制度を創設し、家族介護の負担軽減を図っていきたいと思います。

また、障害者支援の拡充、高齢者世帯の支援強化を通じ、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

第4に、活力あるまちづくりを推進をしていきたいと。

子育て支援住宅の整備を進め、若年層の移住定住を促進をいたします。

また、用地確保による企業誘致を推進し、新たな雇用の創出を図るとともに、既存企業や地場産業の支援を強化することで、地域の経済基盤の強化を図ってまいりたいと思います。

第5に、教育に力を入れるまちづくりを取り組みます。

町営学習塾を開設し、子供たちが安心して学べる場所を提供するとともに、学力向上をサポートすることで、本町の未来を担う人材の育成につなげてまいりたいと思います。

第6に、最も重要なのが町民総参加のまちづくりでございます。

女性や若者世代のまちづくり会議等への参加を促し、町民皆様お一人お一人の御意見を積極的にまちづくりに取り入れ、開かれた町政運営を徹底してまいりたいと思います。

これらの取組を通じ、町民の皆様が、この町に生まれてよかったです、住んでよかったです、そしていつまでも住み続けたいと思えるまちづくり、この大郷町を他に自慢できるまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。夢と希望のある新しい大郷町を町民皆様と共につくり上げてまいりたいと考えておりますので、町民皆様、さらには議会の皆様にも御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、今定例会に御提案いたします議案の説明に先立ち、6月の第2回定例会以降の行政報告を申し上げます。

令和元年東日本台風災害復興事業関連におきましては、粕川地区防災コミュニティセンターの未整備となっております駐車場等の外構工事を発注し、10月末の完成を予定しております。

かわまちづくり事業につきましては、7月5日に粕川地区防災コミュニティセンターにおいて、「ミズベで乾杯」を開催をいたしました。

今年は夕暮れどきに「サンセット・ジャズ」の演奏を行うことで、ムーディな雰囲気と夕暮れの幻想的な景色が重なり合い、ロマンチックな空間演出の中で、良好な河川空間を体験していただき、今後のかわまちづくりの整備に向け、御意見などを伺いました。

次に、土木関連事業につきましては、5月末に発生した豪雨災害の応急工事を発注しており、年度末の完成に向け施工してまいります。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管を耐震管に更新するための中村・鶴崎地区配水管布設替工事を発注しており、年度末の完成に向け、施工をしてまいります。

下水道事業につきましては、公共下水道マンホール長寿命化工事を発注しており、年度末の完成に向け、これも施行をしてまいります。

次に、商工観光事業につきましては、町内における消費喚起と地域経済の活性化を目的に、9月8日より割増商品券の発売を開始をいたしました。

販売数は5,000セットで、使用期限は12月末日となっております。

次に、企業誘致関係につきましては、町内における新たな産業用地の整備を検討するための産業用地適地調査を発注しております。年度内の用地選定に向け、業務を施行してまいりたいと考えます。

次に、ふれあいセンター21の和室のエアコン設置工事につきましては、6月9日に工事が完了し、供用開始をしているところであります。

次に、農林振興事業につきましては、8月1日、文化会館におきまして、大郷町有機農業推進協議会の設立総会を行いました。

この協議会においては、有機農業に地域で取り組む産地の創出に向け、実施計画を策定し、来年3月に予定する「オーガニックビレッジ宣言」に向け取り組んでおります。

渇水対策につきましては、宮城県内において、7月の降水量が平年の10分の1となり、出穂期を迎えた水田の一部では水不足となりましたが、本町では、防災無線等で農業用水の節水を呼びかけたほか、多面的機能支払交付金や、町単独事業による渇水対策について、全地区に周知をいたしたところであります。

次に、地方創生推進連携協議会事業につきましては7月7日に、町内の研修農場において、明成高校生徒と地方創生推進連携協議会メンバーで大豆の種まき体験を行いました。この大豆は、今後、食育の一環として、大郷町産大豆で作るみそ「お豆の気持ち」の原料となる予定であります。

また、今月にはその一部をエダマメとして収穫し、調理用食材として利用することとなっております。

次に、地域公共交通の再編につきましては、7月24日に大郷町地域公共交通会議を開催し、地域公共交通協議会に発展的に移行し、9月10日には第1回の協議会を開催をいたしました。今後は、町民の皆様をはじめ、多くの方々から御意見等をいただきながら、地域公共交通のより効率的、効果的な運用が図られるよう協議を進めてまいります。

次に、国勢調査につきましては、5年に一度、10月1日を基準日に実施されることから、8月7日及び23日に指導員・調査員に対する打合せ

会を開催をいたしました。

国勢調査から得られるデータは、子育て支援・高齢者福祉・さらには災害に強いまちづくりなど、あらゆる行政施策の基盤になりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、敬老会につきましては、9月15日に文化会館において開催をいたします。議員の皆様にも御出席をいただき、一緒にお祝いをしていただきますようお願い申し上げます。

次に、学校教育事業については、8月4日から7日までの4日間、文化会館において、宮城教育大学との連携事業として、サマースクールを開講いたしました。小学4年生から中学生まで延べ143人が参加をし、夏休みの宿題や自主学習に取り組みました。

また、今年は宮城教育大学の学生ボランティアに加え、黒川高等学校の生徒にもボランティアとして参加をしていただき、子供たちの学習サポートに当たっていただきました。

次に、社会教育事業といたしまして、7月12日から8月24日まで、海洋センターのプールをオープンをいたしました。真夏日が続いたこともあり、連日多くの子供たちが水遊びを楽しんでいたところであります。

8月19日から21日には大郷小学校6年生を対象とした自然体験学習事業を開催し、志津川自然の家を会場に防災学習、いかだづくり体験、ウォータークラリー等を開催いたしました。参加した20名の児童は、集団生活の中で親睦を深めるとともに、揺るぎない信頼関係の構築をすることができました。

また、中央公民館では、趣味や興味を広げ、健康づくりや生きがいづくりの機会を提供する各種講座を開講しております。また、親子で楽しめる夏の講座として、D I Yやおもしろ科学実験教室等を開催をいたしました。

次に、社会教育施設については、フラップ大郷21排煙窓修繕工事や文化会館誘導灯修繕工事等を発注しており、町民皆様に安心して御利用いただけるような施設づくりに努めてまいります。

次に、交通安全については、昨年の11月より交通死亡事故ゼロを継続中でございます。秋の交通安全運動は、9月21日から30日までの10日間実施されますので、議員並びに各種団体等の御協力をいただきながら、交通安全の普及啓発活動に努めてまいりたいと考えます。

次に、DX推進及び住民サービス向上に関する事業連携については、

6月19日にソフトバンク株式会社と協定を締結いたしました。

本町が直面する多様な行政課題に対し、先端技術を活用しながら、住民サービスの質を向上させ、将来にわたって持続可能な行政運営を目指すものでございます。

次に、今定例会に御提案いたします議案の概要を説明を申し上げます。

報告関係では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、令和6年度の健全化判断比率及び資金不足比率の2件を上程いたします。

一般議案としては、条例の一部改正が3件、また、令和6年度決算認定7件、令和7年度補正予算6件となり、合計18件を御提案申し上げます。

詳細につきましては、後刻、担当課長より説明をいたしますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

よろしくお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第 6	議案第40号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第41号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第42号	大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第43号	令和7年度大郷町一般会計補正予算(第4号)
日程第10	議案第44号	令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第11	議案第45号	令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第46号	令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第13	議案第47号	令和7年度大郷町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第48号	令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算(第1号)

議長（石垣正博君）　日程第6、議案第40号大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第41号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第42号大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第43号令和7年度大郷町一般会計補正予算（第4号）、日程第10、議案第44号令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第45号令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第46号令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第47号令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第48号令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第40号及び議案第41号並びに、議案第42号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　皆さんおはようございます。

議案第40号の提案理由を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第40号　大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大郷町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大郷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月12日　提出

大郷町長　石川　良彦

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、本年1月8日に公布され、同年10月1日より、地方公務員の部分休業制度が拡充されるほか、国において人事院規則の改正等により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じる予定であることから、本町においても、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う部分休業制度の拡充について、必要な措置を講じるほか、国家公務員における対応等を踏まえ、仕事と育児の両立を支援するため、所要の改正を行うものでございます。

次ページの別紙改正条文を御覧いただきたいと思います。

第17条は、非常勤職員における部分休業の所得要件から勤務時間の要

件を削除するほか、文言の整理を行うものでございます。

第18条は、部分休業の取得形態が追加されることに伴い現行の「部分休業」を「第1号部分休業」と規定するほか、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする規定を削除するものでございます。

第18条の2は、「第2号部分休業」として、日または時間帯で承認することができる規定とするものでございます。

第18条の3は、部分休業の請求期間の単位を毎年4月1日から翌年3月31日までと規定するものでございます。

第18条の4は、第2号部分休業について、請求することができる年間の上限時間数を規定するものでございます。

第18条の5は、部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について規定するものでございます。

第19条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い文言の整理を行うものでございます。

第20条は、部分休業の承認の取消し事由について、第18条の5で規定する第3項を変更したときとするものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和7年10月1日としております。

経過措置といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第18条の4規定の適用については、同条第1中、「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2中「10」とあるのは「5」とするものでございます。

以上で、大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

続きまして、7ページでございます。

議案第41号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年大郷町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月12日 提出

大郷町長 石川 良彦

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

大郷町立中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と地域に

おける生徒の活動の場確保を図る観点から、中学校における部活動の段階的な地域展開に向けた課題に総合的に取り組むことを目的とした大郷町部活動地域展開推進協議会設置要綱が令和7年7月22日に制定されたことから、部活動地域展開推進協議会の会長及び委員の報酬を別表第1に追加するものでございます。

次ページ、8ページを御覧いただきます。

別紙です。別紙第1中、男女共同参画推進委員会の次に、部活動地域展開推進協議会を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和7年10月1日としてございます。

特別の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

議案第40号並びに議案41号につきましてよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石垣正博君） 以上で議案第40号及び議案第41号について説明を終わります。

次に、42号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） 皆さんおはようございます。

それでは、9ページをお開き願います。

議案第42号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第42号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和53年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月12日 提出

大郷町長 石川 良彦

理由について御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、令和7年10月1日に施行され、地方公務員の部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について、勤務しないことを選択できるようになることに伴い、関連する部分休業に関する条文の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、次ページ別紙を御覧ください。

第16条第2項中、「一部」を「全部又は一部」に改め、範囲内の次に、

「又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加えるものでございます。

附則としましては、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 42 号大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で議案第 42 号について説明を終わります。

次に、議案第 43 号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 皆さんおはようございます。

それでは、議案第 43 号 一般会計補正予算（第 4 号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書 2 ページをお開き願います。

議案第 43 号 令和 7 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度大郷町の一般会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,311 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 9,571 万 3,000 円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 12 日提出

大郷町長 石川 良彦

まず、今回の補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算ですが、4 月の人事異動に伴う人件費の調整、前年度決算に伴う各種特別会計間の繰出金、国県の補助事業活用による事業予算化及び前年度実績に基づく返還金のほか、各種施設の修繕及び町道の維持管理など、現時点で補正すべき事業について必要な予算を計上するものでございます。

主なものは、住民基本台帳、税、健康管理システム等の国システム等を国基準に標準化するガバメントクラウド導入業務委託料、町道排水等の民地流入を改善するため、ため池に結ぶ、羽生地区水路整備工事、総合運動場からフラップ大郷21までの経年劣化した暗渠排水管路を更新するための中村地区雨水排水基本設計業務委託料、令和6年度所得確定による定額減税補足給付金。毎年度9月補正での計上しております除融雪業務委託料、道路機能を維持するための緊急対応をする町道緊急維持工事費後期分等になります。

歳入では、国県補助金、前年度繰越金、財政調整基金及び公共施設整備基金等において財源調整をしております。

続きまして、3ページをお開き願います。

歳入です。

第1表歳入歳出予算補正により款項ごとに内容を御説明いたします。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金141万1,000円の増額補正です。令和6年度実績報告に基づく精算による過年度分の児童手当交付金及び保育施設等の町支弁を国が一部負担する子供のための教育保育給付費交付金になります。

第2項国庫補助金5,516万1,000円の増額補正です。住民基本台帳、税、健康管理システム等を国基準に標準化するガバメントクラウド導入に対するデジタル基盤改革支援補助金、令和6年度所得確定による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等による増です。

第16款県支出金第1項県負担金55万4,000円の増額補正です。

国庫負担金でも御説明しました令和6年度実績報告に基づく精算による過年度分の子供のための教育保育給付費負担金等の増となります。

第2項県補助金101万3,000円の増額補正です。ドローン活用推進事業に対する県市町村振興総合補助金等の増です。

17款財産収入第1項財産運用収入396万6,000円の増額補正です。預本金利引上げ及び令和6年度末の基金積立てによる財政調整基金等の基金利子収入等の増によるものです。歳出で同額を積立金として計上しております。

第19款繰入金第1項基金繰入金9,686万5,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金、羽生地区水路整備工事、中村地区雨水排水基本設計業務委託料及び町道緊急維持工事費後期分への公共施設整備基金の繰入金となります。

第2項特別会計繰入金497万7,000円の増額補正です。前年度決算によ

る国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計からの繰入金の増です。

第20款繰越金第1項繰越金2,974万円の増額補正です。前年度決算による繰越金です。

第21款諸収入第4項受益事業収入30万8,000円の増額補正です。町と農地中間管理機構との年間業務委託料の確定による増です。

第5項雑入451万6,000円の増額補正です。平成12年度の宮城県中央農業共済組合事務所建築に伴う補助金について、同組合の合併及び支所の統廃合により、当該施設を他団体へ賃貸借することになったための返還金です。

第22款町債第1項町債1,460万円の増額補正です。起債が可能となった役場庁舎室内消火栓設備交換修繕工事に係る防災対策事業債、前川承水路土砂撤去工事及び、西光寺川浚渫測量設計業務にかかる緊急浚渫推進事業債の借入れによる増です。

歳入補正額合計2億1,311万1,000円となります。

続きまして、4ページをお開き願います。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費69万7,000円の減額補正です。職員人件費の調整等によるものです。

第2款総務費第1項総務管理費5,441万7,000円の増額補正です。職員人件費の調整、公用車15台分のカーナビに係るNHK受信料、庁内のペーパーレス化を推進するための職員パソコン端末の無線化によるネットワーク設計業務委託料、住民基本台帳税健康管理システム等、国の基準に標準化するガバメントクラウド導入業務委託料、老朽化した役場内サーバー用コンピューターを更新するための機械機器購入費、先ほど歳入で御説明した財政調整基金等の各種基金利子積立金、公共施設の個別整備計画を更新支援するための公共施設等個別整備計画策定支援業務委託料、道路排水等の民地流入を改善するため、ため池につなぐ羽生地区水路整備工事費及び土地購入費、地元要望の内水対策である前川承水路土砂撤去工事費、総合運動場からフラップ大郷21までの経年劣化した暗渠排水管路を更新するための中村地区雨水排水基本設計業務委託料、隣地への影響を解消する排水路を整備する旧櫻井家住宅排水設備整備工事費等の増によるものです。

第2項徴税費1,507万9,000円の増額補正です。職員人件費の調整、令和6年度所得確定による定額減税補足給付金等による増です。差額給付

分及び新規で1,056名分の交付を見込んでおります。

第3項戸籍住民基本台帳費383万9,000円の増額補正です。職員人件費の調整によるものです。

第5項統計調査費80万1,000円の増額補正です。国勢調査指導員及び調査員の報酬単価等の確定による増です。

第3款民生費第1項社会福祉費765万5,000円の増額補正です。職員人件費の調整、令和6年の決算による介護保険特別会計繰出金、障害者自立支援給付費負担金の令和6年度精算による国県への返還金等です。

第2項児童福祉費1,010万2,000円の増額補正です。障害児給食費等負担金及び子ども・子育て支援交付金の令和6年度精算に伴う国県への返還金等の増となります。

第4款衛生費第1項保健衛生費342万9,000円の増額補正です。職員及び会計年度の入件費の調整、申込み者増による後期高齢者保健診査等の各種検診委託料、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫負担金等の令和5年度繰越し分の精算による国への返還金等の増によるものです。

第4項上水道費32万8,000円の増額補正です。高料金対策として、供給単価、資本費、給水原価の3項目で国の基準値を上回った場合、地方交付税措置がある一般会計から水道事業会計の水道事業補助金等の増となります。

第5款農林水産業費第1項農業費789万4,000円の減額補正です。職員人件費の調整、パストラル縁の郷の下半期分の光熱水費の計上、物産館及びふれあいセンター21の除融雪業務委託料、子育て世帯へ誘客のため、試行的に物産館2階を子供たちの遊び場とするおもちゃ購入費等のための消耗品費等の増によるものです。

第6款商工費第1項商工費1,217万3,000円の増額補正です。職員人件費の調整によるものです。

第7款土木費第1項土木管理費1,160万7,000円の減額補正です。職員人件費の調整によるものです。

第2項道路橋梁費9,590万7,000円の増額補正です。県道大和松島線及び利府松山線の交差点部分の66か所の灯具を修繕する道路照明灯修繕料、町道139路線等の除融雪業務委託料、道路の安全確保及び機能維持のために緊急対応をする交通安全施設修繕工事費、町道緊急維持工事費後期分等の増によるものです。

第3項河川費429万円の増額補正です。河川浚渫計画検討業務の結果、

顕著な土砂堆積が確認された西光寺川浚渫測量設計業務委託料の増です。

第4項住宅費28万9,000円の増額補正です。町営住宅退去者増に伴う住宅クリーニング業務委託料の増です。

第5項都市計画費313万円の増額補正です。地域おこし協力隊員を1名追加募集するための報酬費等の増、地域おこし協力隊員全員の円滑な活動や、将来起業を専門アドバイザーが支援する地域おこし協力隊サポート業務委託料等の増によるものです。

第9款教育費第1項教育総務費243万1,000円の増額補正です。職員人件費の調整、スクールバスのバス停除融雪業務委託料、国県の経費負担を得ながら外国人児童生徒の支援体制の構築や専門アドバイザー活用等を行う帰国外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業負担金等の増によるものです。

第2項小学校費77万5,000円の増額補正です。複数年でのタブレット端末更新に伴い、未更新分のタブレット端末に一元管理ソフト等を設定するタブレット端末設定業務委託料及び同ソフト使用料、除融雪業務委託料、消防用水栓等の連結するプール給水バルブ交換工事等による増です。

5ページをお開き願います。

第3項中学校費65万5,000円の増額補正です。小学校同様に、複数年でのタブレット端末更新に伴い、未更新分のタブレット端末に一元管理ソフト等を設定するタブレット端末設定業務委託料及び同ソフト使用料、除融雪業務委託料、早急な対応が必要となった灯油ポンプ配電盤等の施設修繕費の増によるものです。

第4項社会教育費1,143万1,000円の増額補正です。職員人件費の調整、歴史民俗資料館準備室の民俗資料や遺物を専門的な視点を加えて台帳化する文化財整備業務委託料、活動縮小や継承者不足が深刻な無形文化財である羽生田植え踊り、宮林神楽にナレーションを加えて映像化する指定文化財映像記録化業務委託料、除融雪業務委託料、早急の対応が必要となった文化会館観覧席部品交換修繕等の各種施設修繕料、地区要望による大松沢社会教育センター排水路側溝蓋がけ工事費、水たまりを解消する野球場外トイレ付近暗渠排水工事費、施設使用や地区要望で新たに必要となった柏川地区防災コミュニティセンター備品購入費等による増となります。

第5項保健体育費657万8,000円の増額補正です。職員人件費の調整、部活動の地域移行に向けて設置する部活動地域展開推進協議会委員報酬

及び費用弁償、経年劣化による給食センター調理器の一部更新のための消耗品費、早急な対応が必要となったさいの目切り器プレート交換等の施設修繕料、除融雪業務委託料等の増となります。

歳出補正額合計 2 億1,311万1,000円となります。

以上、補正前の予算額56億8,260万2,000円に、歳入歳出とも、2 億1,311万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ58億9,571万3,000円とするものです。

続きまして、6 ページの第2表債務負担行為補正について御説明いたします。今回の補正は追加1件、変更1件です。

事項、期間、限度額の順に御説明いたします。

まず、追加です。

1、障害福祉計画策定業務、設定期間は令和7年度から8年度まで、限度額は568万7,000円です。現計画期間の終了により、新たな計画を2年間で策定するため設定するものです。

次に、変更です。

1、住民情報システム機器賃貸借、設定期間は補正前と同じで、限度額を3,297万1,000円から4,111万8,000円に変更するものです。ガバメントクラウド導入に伴うもので、効果的な活用を踏まえ、精査した結果、各課のパソコン台数を18台から29台、プリンタ一台数を12台から14台に変更するものです。

続きまして、7 ページの第3表地方債補正について御説明いたします。

追加2件となります。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明申し上げます。

1、防災対策事業、庁舎屋内消火栓設備交換修繕工事に係る起債で限度額を510万円とするものです。起債の方法は証書借り入れ、利率は5.0%以内、ただし、利率の見直し方式で借り入れする資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とし、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えができるものとしております。本事業に関する充当率は75%で、充当率のうち30%の交付税措置が講じられます。

2、緊急浚渫推進事業、前川承水路土砂撤去工事及び、西光寺川浚渫設計測量業務に係るもので、限度額は950万円です。起債の目的、利率、

起債の方法は前期と同様です。本事業に関する充当率は100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられます。

一般会計補正予算（第4号）につきましては以上のとおりとなります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で議案第43号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 3 分	休 憩
午 前 1 1 時 1 3 分	開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

議案第44号及び議案第46号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 皆さんおはようございます。

それでは、議案第44号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の36ページを御覧ください。

議案第44号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,563万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,579万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月12日提出

大郷町長 石川 良彦

今回の補正は、歳入では、前年度の精算に伴う繰越金とシステム改修に係る補助金です。また、財源を基金繰入金で調整したものでございます。歳出では、歳入と同様に前年度の精算に伴う一般会計への繰り出しやシステム改修によるものが主なものですですが、令和6年度決算からの繰越金により、歳入が過剰となったため、財政調整基金積立金として、新たな科目を設け3,000万円を積み立てておくものとしたものでございます。

次のページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正、まず歳入でございます。

第5款繰入金第2項基金繰入金168万3,000円の増額です。財源調整のための財政調整基金からの繰入金でございます。

第6款繰越金第1項繰越金3,200万円の増額です。前年度からの繰越金でございます。

第8款国庫支出金第1項国庫補助金195万円の増額です。子ども・子育て支援制度の施行に伴うシステム改修に対する補助金でございます。

以上、歳入合計3,563万3,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費195万円の増額です。子ども・子育て支援制度の施行に伴うシステム改修費用でございます。

第6款基金積立金第1項基金積立金3,000万円の増額です。6年度の末に宮城県から想定外の特別調整交付金の交付があったことから、6年度決算では大きな余剰金が発生しましたが、例年と同様に、2分の1弱を繰越金として処理したことから、歳入が過剰となったため、財政調整基金積立金として新たな科目を設け3,000万円を積み立てておくものとしたものでございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金5,000円の増額です。令和6年度マイナンバー関連システム整備等補助金の精算による県への返還金でございます。

第2項繰出金367万8,000円の増額です。前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計3,563万3,000円の増額補正でございます。補正前の予算額9億8,016万5,000円に、歳入歳出それぞれ3,563万3,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億1,579万8,000円とするものでございます。

以上で議案第44号の説明を終わります。

続きまして、議案第46号について提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の53ページを御覧ください。

議案第46号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万8,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,061 万 2,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 12 日 提出

大郷町長 石川 良彦

今回の補正は歳入では、前年度の精算に伴う繰越金、歳出では、広域連合に対する前年度分の未送金保険料納付金が主なものでございます。

次のページを御覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

第 4 款 繰越金 第 1 項 繰越金 58 万 8,000 円の増額です。前年度の精算に伴う繰越金でございます。

第 6 款 国庫支出金 第 1 項 国庫補助金 50 万円の増額です。国保会計と同様に子ども・子育て支援制度の施行に伴うシステム改修に対する補助金です。

以上、歳入合計 108 万 8,000 円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第 1 款 総務費 第 1 項 総務管理費 50 万円の増額です。国保会計と同様に、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修費用でございます。

第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 第 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金 49 万 8,000 円の増額です。前年度分の未送金保険料でございます。

第 3 款 諸支出金 第 2 項 繰出金 9 万円の増額です。前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計 108 万 8,000 円の増額補正でございます。補正前の予算額 1 億 952 万 4,000 円に、歳入歳出それぞれ 108 万 8,000 円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,061 万 2,000 円とするものでございます。

以上で議案第 46 号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました、議案第 44 号 令和 7 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 46 号 令和 7 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で議案第44号及び議案第46号について説明を終わります。

次に、議案第45号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） それでは、議案第45号につきまして、提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算説明書の43ページを御覧ください。

議案第45号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,138万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,053万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号、214条）の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年9月12日提出

大郷町町長 石川 良彦

今回の補正予算は、歳入におきましては、令和6年度事業の精算に伴う交付金や県負担金の調整のほか、前年度繰越金の計上と基金繰入金による財源調整を図ったものとなります。

歳出におきましては、令和6年度の支払基金交付金や国県支出金の精算に伴う返還金や、同じく令和6年度精算に伴う一般会計繰出金が主なものになります。

なお、7月末現在の第1号被保険者数65歳以上は3,014人で、総人口に占める割合は40.7%です。

同じく第1号被保険者に係る要介護等の認定者数は615人で、第1号被保険者に占める割合は20.4%、総人口に占める割合は8.3%となっております。

それでは44ページを御覧願います。

第1表歳入歳出補正について款項ごとに御説明いたします。

まず、歳入ですが、第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金の補正金額は73万4,000円の増額で、対象事業費の27%が交付されるものであり、介護予防ケアマネジメントの事業費の増と、令和6年度交付金の精算に伴う通過追加交付金分の計上によるものです。

次に、第4款国庫支出金第2項国庫補助金の補正金額は7万9,000円の増額で、25%が交付されるものであり、介護予防ケアマネジメント事業費の増に伴うものです。

次に、第5款県支出金第1項県負担金の補正金額は248万7,000円の増額で、介護給付費の令和6年度精算に伴う追加交付金の計上です。

次に、第2項県補助金の補正金額は8万6,000円の増額で、対象事業費の12.5%が交付されるものであり、介護予防ケアマネジメント事業費の増に伴うものです。

次に、第6款財産収入第1項財産運用収入の補正金額は5万1,000円の増額で、介護給付費準備基金利子の計上となります。

次に、第7款繰入金第1項一般会計繰入金の補正金額は3万7,000円の増額で、対象事業費の50%の繰入れと、令和6年度の精算に伴う追加によるものです。

次に、第2項基金繰入金の補正金額は539万3,000円の増額で、介護給付費準備基金により財源調整を行うものです。

次に、第8款繰越金第1項繰越金の補正金額は252万1,000円の増額で、前年度繰越金となります。

歳入補正額合計は1,138万8,000円の増額となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費の補正金額は2万8,000円の増額で、被保険者証の様式変更に伴う印刷製本費の増額となります。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金の補正金額は5万1,000円の増額で、介護給付費準備基金の利子となります。

次に、第6款支出金諸支出金第1項償還金及び還付加算金の補正金額は1,009万8,000円の増額で、令和6年度の支払基金交付金や国県支出金の精算に伴う返還金になります。返還金の内訳は国庫支出金が1,009万8,000円となります。国庫支出金の返還金が多額となる理由は、当初の交付決定額は減額の変更交付申請受付が行われないためとなっております。

次に、第7款繰出金第1項繰出金の補正金額は121万1,000円の増額で、令和6年度会計の精算に伴う一般会計への繰出金となります。

歳出補正額合計は1,138万8,000円の増額となります。

以上、補正前の予算額11億7,914万4,000円に、歳入歳出とも1,138万8,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ11億9,053万2,000円とするものです。

次に、46ページをお開き願います。

第2表債務負担行為となります。

事項1介護保険事業計画策定業務、期間が令和7年度から令和8年度まで、限度額は752万円となっております。3年ごとに計画を策定するもので、第10期介護保険事業計画になります。

介護保険特別会計補正予算についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石垣正博君） 以上で議案第45号について説明を終わります。

次に、議案第47号及び議案第48号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） それでは、議案第47号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書60ページをお開き願います。

今回の補正予算についてでございますが、収益的な部分では、高料金対策の対象となったことに伴う収入の増、水道施設の除雪、排水設備の緊急修繕工事等に伴う支出の増、資本的な部分では、石綿セメント管更新事業の国庫支出金に係る収入の調整、成田橋橋梁添架管更新設計による支出の増が主なものでございます。

それでは、御説明いたします。

議案第47号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度大郷町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益を32万7,000円増額補正し、2億4,873万7,000円とするものでございます。

第2項営業外収益、同額32万7,000円につきましては、高料金対策の対

象となるため、公営企業繰出基準に基づき、補助金額を予算計上するものでございます。

支出です。

第1款水道事業費用を1,436万9,000円増額補正し、2億9,813万7,000円とするものでございます。

第1項営業費用、同額は水道事業施設除雪業務、水道施設電気系統点検業務、漏水等の対応に伴う排水設備緊急修繕工事の計上によるものが主なものでございます。

次のページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入が資本的支出額に対し不足する額5,884万7,000円は、当年度損益勘定留保資金4,589万2,000円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,295万5,000円で補填するものとする。)

収入でございます。

第1款資本的収入を543万4,000円増額補正し、1億2,981万7,000円とするものでございます。

第3項企業債1,610万円の増及び第4項国庫支出金1,066万6,000円の減は、中村・鶴崎地区石綿セメント管更新事業において、国庫支出金が当初見込んでいた交付金に満たなかったため、国庫支出金の減少分を減額補正し、不足分を企業債の増額補正で対応したものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出を880万円増額補正し、1億8,866万4,000円とするものでございます。

第2項建設改良費の増額は、成田橋橋梁添架管の老朽化が進んでいるためその更新設計業務の計上によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

(企業債の補正)

第4条 予算、第5条に定めた既定の企業債の限度額を次のとおり変更する。

(起債の目的)

2、水道管路近代化推進事業、限度額、補正前の8,660万円を補正後、1億270万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

続きまして、（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、職員給与費について、既決予定額1,453万6,000円から46万7,000円を減額補正し、1,406万9,000円とするものでございます。

令和7年9月12日提出

大郷町長 石川 良彦

以上で、議案第47号水道事業会計の補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、66ページをお開き願います。

議案第48号につきましては、人件費の調整に係る補正が主なものでございます。

それでは、御説明いたします。

議案第48号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第1号）
(総則)

第1条 令和7年度大郷町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 令和7年度大郷町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款下水道事業費用を123万8,000円増額補正し、3億6,468万8,000円とするものでございます。

第1項営業費用の増額は、人件費の調整、コピーライタ等の備消耗品費が主なものになります。

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項、大郷町農業集落排水事業水洗便所改造資金利子補給、令和6年増額分、期間を令和7年度から10年度までとし、限度額は2万4,000円とするものでございます。

次ページを御覧ください。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、職員給与について、既決予定額2,806万7,000円から、93万5,000円増額補正し、2,900万2,000円とするものです。

令和7年9月12日提出

大郷町長 石川 良彦

以上で議案第48号 下水道事業会計の補正予算（第1号）の説明を終わります。

ただいま説明申し上げました議案第47号、第48号につきましては、補正予算説明書等を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終了いたします。

議長（石垣正博君） 以上で議案第47号及び議案第48号について説明を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午前 11時41分 散会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員